

【資料4】

令和 7 年度

行田市地域包括支援センター運営方針（案）

令和 7 年 3 月

行田市健康福祉部高齢者福祉課

目次

- I 策定の目的
- II 地域包括支援センターの目的
- III 運営上の基本的な考え方や理念
 - 1 「公益性」の視点
 - 2 「地域性」の視点
 - 3 「協働性」の視点（チームアプローチ）
- IV 事業推進の指針
 - 1 事業計画の策定
 - 2 設置場所
 - 3 職員の姿勢
 - 4 行政機関等との連携
 - 5 地域包括ケアシステム構築への取組
 - 6 個人情報の保護
 - 7 広報活動
- V 具体的な事業
 - 1 包括的支援事業
 - (1) 介護予防ケアマネジメント事業（第1号介護予防支援事業）
 - (2) 総合相談支援事業
 - ① 実態把握
 - ② 総合相談業務
 - ③ 地域支援ネットワーク構築業務
 - (3) 権利擁護事業
 - ① 成年後見制度の活用
 - ② 高齢者虐待への対応
 - ③ 困難事例への対応
 - ④ 消費者被害の防止
 - (4) 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業
 - ① 包括的・継続的ケアマネジメント体制の構築
 - ② 介護支援専門員に対する支援・指導
 - (5) 地域ケア会議の充実
 - (6) 認知症施策の推進
 - (7) 在宅医療・介護連携の推進
 - (8) 生活支援サービスの体制整備
 - (9) 介護者支援
- VI 機能強化型地域包括支援センターの設置等
 - 1 機能強化型地域包括支援センターの業務
 - (1) 認知症施策での業務
 - (2) 在宅医療・介護連携推進事業での業務
 - (3) 地域ケア会議での業務

- VII 事業計画及び事業報告書について
- VIII 法令等の遵守
- IX 経理
- X その他

令和 7 年度行田市地域包括支援センター運営方針

I 策定の目的

市は、「第 9 期行田市高齢者保健福祉計画・介護保険計画」に基づき、5 か所の地域包括支援センターを設置します。

地域包括支援センターの運営については、「令和 7 年度行田市地域包括支援センター運営方針」を策定し、基本的な考え方や理念、事業推進の指針などを明確にするとともに、センター事業の円滑かつ効率的な実施に資するものとします。

II 地域包括支援センターの目的

地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で尊厳ある生活を続けられるよう、心身の健康の維持、生活の安定のために必要な相談・援助を行うことにより、福祉の増進及び保健医療の向上を図り、包括的に支援していく中で、地域包括ケアシステムの確立を目指します。

また、地域包括ケアシステムの推進を担う中核機関として、地域住民一人ひとりに対する個別的なサービスの調整、地域におけるネットワークの構築・再生等、地域の様々なニーズに応えることのできる高齢者福祉の「ワンストップサービスの拠点」となることを目指すとともに、地域共生社会の構築に向けた地域の連携体制の中心的機関となることを目指します。

III 運営上の基本的な考え方や理念

地域包括支援センターは、行田市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年条例第 36 号）に従うものとし、設置責任主体は行田市（以下「市」という。）であることから、市は地域包括支援センターの設置目的を達成するための体制整備に努め、地域の関係機関の連携体制の構築などの重点的な取組について、市と地域包括支援センターが共通認識のもと、協働して適正な運営に努めるとともに、地域包括支援センターの運営に適切に関与するものとします。

また、市が設置する地域包括支援センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）は、地域包括支援センターの運営に関する事項について、承認や協議、評価する機関として役割を発揮することにより、市の意思決定に関与し、もって、適切、公正かつ中立な地域包括支援センターの運営を確保します。

1 「公益性」の視点

地域包括支援センターは、市の介護・福祉行政の一翼を担う公益的な機関として、公正で中立性の高い事業運営を行います。

地域包括支援センターの運営費用は、市民の負担する介護保険料や国・県・市の公費によって賄われていることを十分理解し、適切な事業運営を行います。

2 「地域性」の視点

地域包括支援センターは、地域の介護・福祉サービスの提供体制を支える中核的な機関であるため、担当圏域内の地域特性や実情を踏まえた適切かつ柔軟な事業運営を行います。

運営協議会、地域支援ネットワーク会議、その他地域で行われている活動などを通じて、地域住民や関係機関、サービス利用者の意見を幅広くくみ上げ、日々の活動に反映させるとともに、地域が抱える課題を把握し、解決に向けて積極的に取り組みます。

3 「協働性」の視点(チームアプローチ)

地域包括支援センターの保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員（これらに準ずる者を含む。）の専門職が、「縦割り」に事業を行うのではなく、職員相互が情報を共有し、理念・方針を理解した上で、連携・協働の事務体制を構築し、事業全体を「チーム」として支えます。

地域の保健・福祉・医療の専門職やボランティア、民生委員、地域包括支援センター相談協力員(以下「相談協力員」という。)等の関係者と連携を図り、活動します。

IV 事業推進の指針

地域包括支援センターの事業推進のため、以下の指針を定めます。

1 事業計画の策定

地域包括支援センターは、担当地域の実情に応じて必要となる重点課題・重点目標を設定し、各地域で特色のある創意工夫した事業運営に努めます。事業計画は、地域包括支援センターの基本姿勢を表すものとして毎年策定し、その内容について運営協議会が審議し承認を行います。

2 設置場所

地域住民や介護支援専門員、サービス事業者などの多様な関係者がアクセスしやすい場所に事務所を設置します。

3 職員の姿勢

地域包括支援センターの事業は、地域に暮らす高齢者が住みなれた環境で自分らしい生活を継続させるための支援であることを念頭に置き、常に当事者の最善の利益を図るために事業を遂行します。

4 行政機関等との連携

地域包括支援センターの事業は多岐にわたり、市の関係部署や社会福祉協議会等の公的機関等と密接に関係しています。支援困難ケースなどにも迅速に対応できるよう日常的に連携を図るとともに、市が主催する地域包括支援センタ

ースタッフ会議及び専門部会などの会議や研修に参加し、職員一人一人が自己研さんを積むとともに、地域課題の解決に努めます。

5 地域包括ケアシステム及び地域共生社会の構築への取り組み

市は、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、本人の能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう生活上の安全、安心、健康を確保するための医療や介護、介護予防のみならず、福祉サービスを含めた様々な生活支援が適切に提供できるよう地域包括ケアシステムの構築を進めています。

地域包括支援センターは、この中心となって、サービス利用のコーディネートを行うほか、民生委員、地域包括支援センター相談協力員をはじめとした地域住民、医療機関、介護保険事業者などの協力を得て、ネットワークの充実に図ります。

また、多職種による地域ケア会議を開催し、困難事例の解決に努めるとともに、地域課題の発見や地域づくり及び資源開発に努めます。

なお、相談支援を担う地域包括支援センターは、平成 29 年に改正された社会福祉法（平成 26 年法律第 45 号）に基づき、複合化・複雑化した課題を抱える個人や世帯に対する適切な支援・対応を行うため、相談等を通じて自らが解決に資する支援を行うことが困難な地域生活課題を把握した場合には、必要に応じて適切な支援関係機関につながります。

6 個人情報の保護

地域包括支援センターが有する高齢者などの情報が、事業に関係のない目的で使用されることや、不特定多数の者に漏れることのないように情報管理を徹底するとともに、守秘義務を厳守し、個人情報の保護に留意します。

7 広報活動

地域包括支援センターの事業を適切に実施していくため、及び、事業への理解と協力を得るために、パンフレットやチラシなどを作成し、様々な場所や機関への配布を行うなど、地域住民及び関係者へ積極的に広報します。

V 具体的な事業

令和 7 年以降は、団塊の世代が 75 歳以上となり、今まで以上に単身高齢者や高齢者のみの世帯、認知症高齢者の増加が予想されるため、自立支援・重度化防止に取り組み、要介護状態になることを遅らせることに資するとともに介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護に加えて、医療や予防、生活支援、住まいを一体的に提供する「地域包括ケアシステム」のさらなる深化、推進を目指します。

地域包括支援センターは、以下の事業の実施に当たり、市が行う施策について十分に理解し、協力します。

1 包括的支援事業

(1) 介護予防ケアマネジメント事業（第1号介護予防支援事業）

第1号介護予防支援事業は、介護予防・日常生活支援総合事業のうちチェックリスト該当者及び居宅要支援者に対して介護予防及び日常生活支援を目的として適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う事業です。

本事業の実施に当たっては、障害者総合支援法において、従来から対象者の支援を行っていた相談支援専門員と連携する等、制度間のサービス継続が円滑に行われるように留意します。

また、利用者の同意を得た上で、サービス提供事業者と医師、歯科医師及び薬剤師などの医療関係者と情報を共有し、自立支援に向けたサービスの提供に努めます。

なお、当該事業の一部について、指定居宅介護支援事業所に委託ができるものとします。

第1号介護予防支援事業の分類及び利用者状態像については、別紙を参考にするものとします。

(2) 総合相談支援事業

総合相談支援事業は、地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、機関又は制度の利用につながる等の支援を行うものです。（介護保険法（以下、「法」という。）第115条の45第2項第1号）。

本事業の実施においては、高齢者本人のみならず、介護を行う家族等に対する支援及び複合化・複雑化した課題を抱える個人や世帯に対する適切な支援・対応を行うため、他の相談支援を実施する機関と連携するとともに、必要に応じて引き続き相談者とその世帯が抱える地域生活課題全体の把握に努めながら相談支援を行います。

具体的な事業内容は、以下の①から③です。

① 実態把握

窓口や電話での相談を始め、地域住民からの連絡、介護予防教室等の参加状況の把握、独居又は高齢者世帯等支援を要する家庭への訪問などを行うことにより、地域の高齢者の心身の状況や家庭環境等の実態を把握することで、地域に存在する隠れた問題やニーズを発見し、必要に応じ介護予防事業につながる等、早期対応できるようにします。

② 総合相談事業

地域において安心できる拠点として役割を果たすため、関係機関との連携のもと様々な相談内容について、総合的かつ迅速に対応できる体制を作ります。介護保険サービス以外にも様々な社会資源を把握し、相談者の適切な支援につながるようにします。

③ 地域支援ネットワーク構築事業

効率的・効果的に地域包括支援センターの事業を行い、支援を必要とする高齢者を見出し、保健・医療・福祉サービスを始めとする適切な支援につなぎ、継続的な見守りを行うことで、更なる問題の発生を予防するために、地域支援ネットワーク会議の開催のほか、各自治会から選出された相談協力員の育成を行います。

また、ご近所型介護予防事業である「百歳体操」の普及啓発に努めるとともに実施している場所まで自力で行くことができない方を把握し、通いの場移動支援事業補助の仕組みに繋ぐなど、高齢者の外出支援、活動参加による介護予防を推進します。

加えて、いきいきサロンやシニアクラブ等の高齢者の団体と日頃から連携を図り、健康相談・教育等を実施し、実際の活動に活用できるよう支援します。

さらに、介護予防や生活支援を展開するため生活支援体制整備事業における生活支援コーディネーターとの連携や協議体への参加により、生活支援等の基盤となるネットワークを構築します。

以上の活動により、閉じこもり等による生活不活発症候群やフレイルの予防に資するほか、虐待等困難事例について早期に発見し、介入あるいは、見守り活動を行うことができるようにします。

(3) 権利擁護事業

権利擁護事業は、地域の住民や民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において、安心して尊厳のある生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点からの支援を行うものです。

具体的な事業内容は、以下の①から④です。

① 成年後見制度の活用

認知症などにより判断能力の低下が見られる場合には、適切な介護サービス利用や、金銭管理、法的行為などのため成年後見人制度をはじめ福祉サービス援助事業（あんしんサポートねっと）などを活用した支援を行います。

② 高齢者虐待への対応

「高齢者虐待の防止・高齢の養護者に対する支援等に関する法律」及び行田市高齢者虐待対応マニュアル（平成27年3月改訂）に基づき、速やかに当該高齢者の状況を把握し、市と連携を図りながら適切な対応を行います。

③ 困難事例への対応

困難事例を把握した場合は、実態把握の上、地域包括支援センターの専門職が連携して対応を検討します。

④ 消費者被害の防止

地域団体・関係機関との連携のもと、消費者被害情報の把握を行い、情報伝達と適切な対応により被害を未然に防ぐように支援するとともに、被害の

回復のための機関を紹介します。

(4) 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

包括的・継続的ケアマネジメント支援事業は、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護支援専門員、主治医、地域の関係機関等の連携、在宅と施設の連携など、地域において、多職種相互の協働等により連携するとともに、介護予防ケアマネジメント、指定介護予防支援及び介護給付におけるケアマネジメントとの相互の連携を図ることにより、個々の高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的なケアマネジメントを実現するため、地域における連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援等を行うものです。

具体的な事業内容は、以下の①及び②です。

① 包括的・継続的ケアマネジメント体制の構築

病院・施設・在宅を通じた地域における包括的・継続的なケアを実施するため、関係機関との連携を構築し、地域の介護支援専門員が介護保険サービス以外の様々な社会資源（地域の活力）を活用できるよう、在宅医療・介護連携推進事業（法第115条第2項第4号）で開発された連携ツール「「市民と医療・介護連携のための行田市入退院調整手引き」」や「わたしの人生ファイル」等を介護支援専門員に普及する等、地域の連携・協力体制を整備します。

② 介護支援専門員に対する支援・指導

居宅介護支援事業所の介護支援専門員の日常業務の実施に関し、専門的な見地からの個別指導や相談への対応を行います。

さらに、地域ケア会議で取り上げられた管内居宅支援事業所の事例について、多職種による検討結果を踏まえたモニタリングを行い、自立支援・重度化防止のためのサービスの適正利用について支援します。

また、介護支援専門員の資質の向上を図るために行田ケアマネ連絡会へ参加し、情報提供や活動支援を行うほか、事例検討会・研修会を開催し、地域の介護支援専門員が日常的に円滑な業務を実施できるように介護支援専門員のネットワークの構築に努めます。

(5) 地域ケア会議の充実

介護支援専門員が抱える困難事例や、地域住民や関係機関による支援要請事例等について、多職種による検討を行い、自立支援に資するケアマネジメントの支援並びに地域で不足している社会資源の把握及び開発につながるよう、地域ケア会議の充実に努めます。

地域ケア会議は、本会議の構成員間で本人の同意なく必要な情報を共有できることを制度上可能とすることで、円滑に必要な支援につなげていくことを目的とするものですが、実際の運用に当たっては、同意を得ることが困難であり、かつ、高齢者の日常生活を支援するために特に必要がある場合を除き、本人の意思を尊重し、あらかじめ本人の同意を得るよう努めます。

(6) 認知症施策の推進

日々の総合相談等の事業から支援を必要とする住民の把握を行ない、認知症の疑いのある者の早期発見・対応、適切なサービス利用や家族支援、生活環境の調整等を行います。

また、認知症サポーター養成講座の開催等を通じて、地域住民への正しい知識の普及を図ります。

さらに、各地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置し、認知症に関する相談体制を整備します。

地域包括支援センターの認知症地域支援推進員は、機能強化型地域包括支援センターの認知症地域支援推進員や認知症初期集中支援チームと連携し、認知症の人やその家族の生活環境を踏まえ、状況に応じて必要な医療や介護等のサービスが受けられるよう支援を行います。

また、個々の相談の集約から地域で共通となる課題の把握に努め、課題解決に向けた関係機関との情報共有、相互連携を図り、必要な社会資源等の検討を行うことにより、認知症になっても安心して住み続けることができるよう地域づくりに努めます。

(7) 在宅医療・介護連携の推進

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者に、在宅医療と介護サービスを一体的に提供するために、市と協働で医療機関と介護サービス事業者などの関係者の連携を推進するため、多職種合同意見交換会や研修会等に協力及び参加するほか、多職種間の顔の見える関係の構築及び「市民と医療・介護連携のための行田市入退院調整手引き」等の連携ツールを普及し、活用を促進します。

(8) 生活支援サービスの体制整備

高齢者が地域で自立し、生きがいを持ちながら暮らしていくためには、日常生活を支えていく生活支援サービスの体制整備を図っていくことが必要不可欠であり、多種多様なサービスの充実を図るため、市が配置する生活支援コーディネーターと連携するとともに、市の生活支援体制整備協議体に参加し、市と協働でその取組を推進します。

(9) 介護者支援

家族介護者が心身の健康・生活の質を確保しつつ仕事や育児、療育、社会参加などとの両立が継続できるように、総合的な相談機能を強化します。

また、地域のネットワーク等も活用し、現に介護する者のニーズを把握し、適切な介護方法の指導や介護者同士の交流による情報交換等を実施するための交流の場の企画やオレンジカフェの利用等を通じて、継続的な支援が行えるよう工夫します。

VI 機能強化型地域包括支援センターの設置等

平成 26 年 6 月の介護保険法改正により、地域支援事業に「在宅医療・介護連携推進事業」や「認知症総合支援事業」等が位置付けられました。

このため、従来の地域包括支援センターの事業に加えて、社会福祉法人清幸会に設置している地域包括支援センター緑風苑を、以下の業務を担う機能強化型地域包括支援センターとして指定し、地域包括ケアシステムの推進につなげていきます。

1 機能強化型地域包括支援センターの業務

以下の事業は市内全域を対象とします。

(1) 認知症施策での業務

認知症地域支援推進員 1 名以上を配置し、各地域包括支援センターの認知症地域支援推進員を取りまとめ、地域における認知症の課題の把握を行うとともに、個別ケースに対して認知症初期集中支援チームの活用等の調整の他、協働で支援を行います。

また、定期的に認知症地域支援推進員会議を開催し、市とともに認知症施策を推進します。

さらに、市が設置する認知症初期集中支援チームのチーム員（行田市認知症対策総合支援事業実施要綱第 4 条第 3 項）2 名以上を配置し、認知症の人やその家族に早期に関わり、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築します。

(2) 在宅医療・介護連携推進事業での業務

機能強化型地域包括支援センターは、市と連携し、在宅医療・介護連携推進事業に係る以下の業務を実施します。

① 地域の医療・介護の資源の把握

市内介護事業所情報やメーリングリストの更新作業。平成 27 年度に設立した介護事業所団体（行田ケアマネ連絡会、通所介護事業所連絡会等）の運営支援、団体開催の会議への出席、市と団体とのパイプ機能

② 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討

合同意見交換会の企画の参画、運営補助

③ 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進

在宅医療・介護連携支援センターや在宅医療推進拠点との連絡調整、これらの機関が実施するケース検討会や会議への出席

④ 医療・介護関係者の情報共有の支援

在宅医療・介護連携推進協議会や三師会ミーティングへの出席、市と共同で在宅医療・介護連携推進に係る情報共有ツールの研究、導入の検討

⑤ 在宅医療・介護連携に関する相談支援

介護事業所と医療の連携（利用者の受診、在宅利用者の往診等）に関する支援、事業所に対する医療相談機能

⑥ 医療・介護関係者の研修

市と共同で研修の企画、運営

⑦ 地域住民への普及啓発

効果的な普及啓発を図る方策の検討、企画、運営補助

(3) 地域ケア会議

他の地域包括支援センターが実施する個別地域ケア会議の運営等に参画し、会議に出席し助言します。

また、市主催の地域ケア推進会議の企画、運営に参画します。

VII 事業計画及び事業報告書について

地域包括支援センターの事業報告については、次のとおり行います。

- (1) 毎年度当初に「事業計画」及び「収支予算書」を作成し、5月末日までに提出すること
- (2) 毎年度終了後、「事業報告書」及び「収支決算報告書」を作成し、翌年5月末日までに提出すること
- (3) 毎月の事業終了後、「事業報告書（月報）」を作成し、翌月の15日までに提出すること

VIII 法令等の遵守

地域包括支援センターを運営するに当たり、介護保険法他関係法令を遵守します。

IX 経理

地域包括支援センター事業に係る経理と他の事業に係る経理とを明確に区別し、会計経理を行います。

X その他

地域支援事業の実施については、平成18年6月9日付け老発第0609001号「地域支援事業の実施について」（最終改正 令和6年8月5日老発0805第3号）、平成17年12月19日厚生労働省老健局作成「地域包括支援センター事業マニュアル」及び平成18年10月18日付け老計発第101800号、老振発第1018001号、老老発第1018001号「地域包括支援センター設置運営について」（最終改正令和6年8月5日付け老高発0805第2号、老認発0805第2号、老老発0805第1号）を遵守して実施するものとします。

また、各事業の実施に当たっての実施方法及び各種様式などについては、市が別に定めることとします。

なお、「地域支援事業の実施について」、「地域包括支援センター事業マニュアル」及び「地域包括支援センター設置運営について」が改正された場合は、最新を優先するものとします。